

# 入札公告

福島県環境創造センター産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

令和7年5月22日

福島県環境創造センター所長 郡司 博道

## 1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 福島県環境創造センター産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託一式（品目等 別紙のとおり）
- (2) 業務の仕様等 入札説明書及び契約書（案）による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 排出場所 福島県環境創造センター（福島県田村郡三春町深作10番2号）

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

施行令第167条の4第1項に定めるもののほか、施行令第167条の4第2項及び同条の5第1項の規定により下記の条件を併せて付することとする。

- (1) 公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (3) 当該業務を行う資格を有し、別紙に記載のすべての品目を処理できること。
- (4) 県内に本社、支社又は営業所を有していること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書を次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

- (1) 提出期間 令和7年5月22日（木）から令和7年6月4日（水）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 提出場所 〒963-7700  
福島県田村郡三春町深作10番2号  
福島県環境創造センター総務企画部総務課  
電話 0247-61-6111

- (3) 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便により行うものとし、令和7年6月4日（水）必着とする。

#### 4 契約条項を示す場所等

- (1) 入札に関する書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

3に掲げる場所に同じ

なお、入札説明書は福島県環境創造センターホームページからダウンロードして入手することができる。

- (2) 入札説明書等の配布期間

令和7年5月22日（木）から令和7年6月12日（木）まで

- (3) 入札及び開札の日時及び場所

令和7年6月13日（金） 午後3時00分

福島県環境創造センター本館 2階 連携研究室3

#### 5 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については入札説明書による。

#### 6 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県環境創造センター所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

#### 8 その他

- (1) 入札方法

落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された総額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端金額を切り捨てた金額）をもって落札額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

この入札による契約は、入札内訳書に記載した各項目の単価を契約金額とし、代金の支払いは契約金額に数量を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）の総和に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り

捨てた金額)により行う。単価にはこの業務に必要な経費を一切含むものとする。

(2) 落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。また、本入札は各項目の単価×予定数量の総和金額にて比較決定するものとする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

問い合わせ先

福島県環境創造センター総務企画部総務課

電 話 0 2 4 7 - 6 1 - 6 1 1 1

F A X 0 2 4 7 - 6 1 - 6 1 1 9

電子メール kansou-cen@pref.fukushima.lg.jp

## 別 紙

| 種類 | 種類        | 品目                      | 荷姿・車種         | 単位 | 予定数量 |
|----|-----------|-------------------------|---------------|----|------|
| 特管 | 廃油        | 廃油（ジクロロメタン）             | 20Lホリタンク      | kg | 26   |
| 特管 | 廃油        | 引火性廃油（検査溶液）             | 20Lホリタンク・ガロン瓶 | kg | 500  |
| 特管 | 廃酸        | 強酸（有害：クロム含有、PH2.0以下）    | 20Lホリタンク      | kg | 3000 |
| 特管 | 廃酸        | 強酸 BOD廃液                | 20Lホリタンク      | kg | 500  |
| 産廃 | 廃酸        | ジクロロメタン含有排水             | 20Lホリタンク      | kg | 28   |
| 特管 | 廃酸        | 廃酸（前処理液）                | ガロン瓶          | kg | 6    |
| 産廃 | 廃酸        | 廃酸（一般）                  | 20Lホリタンク      | kg | 3000 |
| 産廃 | 汚でい       | 汚泥（分析サンプル）              | 段ボール（内袋入）     | kg | 200  |
| 産廃 | 汚でい       | 汚泥（濾過滓）                 | 段ボール（内袋入）     | kg | 60   |
| 産廃 | 汚でい       | 汚泥（活性炭）                 | 段ボール（内袋入）     | kg | 2    |
| 産廃 | ガラス・陶磁器くず | ガラスくず（サンプリング空容器）        | 段ボール（内袋入）     | kg | 650  |
| 産廃 | 金属くず      | 金属くず（器具類）               | 段ボール（内袋入）     | kg | 150  |
| 産廃 | 廃プラスチック類  | 排気処理プレフィルター             | 段ボール（内袋入）     | kg | 2    |
| 産廃 | 廃プラスチック類  | プラ容器等                   | 段ボール（内袋入）     | kg | 640  |
| 産廃 | もえ殻       | もえ殻（分析用サンプル）            | 段ボール（内袋入）     | 箱  | 6    |
| 産廃 | 廃アルカリ     | 強アルカリ（有害：シアン含有）         | 20Lポリタンク      | kg | 300  |
| 特管 | 廃アルカリ     | 強アルカリ（ケルダール廃液（銅、チタン含有）） | 20Lポリタンク      | kg | 80   |
| 特管 | 廃酸        | 硝酸廃水（アンモニア廃水）           | 20Lポリタンク      | 本  | 42   |
| 特管 | 廃酸        | 塩酸廃液                    | 20Lポリタンク      | 本  | 12   |
| 特管 | 廃酸        | 引火性廃油（液シン廃液）            | 20Lポリタンク      | 本  | 3    |
| 産廃 | 廃アルカリ     | スクラバー排水（分析用局所排気装置）      | ドラム缶          | kg | 1400 |
| 特管 | 強酸        | スクラバー排水（無機スクラバー）        | ドラム缶          | kg | 750  |

収集運搬

（単位：円）

| 区分   | 予定数量<br>（回） | 単価／回 |
|------|-------------|------|
| 10t車 | 4           |      |

内1回は、ドラム缶を運搬可能な車両とする